様式第十号の四を次のように改める。

様式第10号の4（第17条の2関係）

未支給失業等給付請求書

1.死亡した者	氏名		支給番号	
			被保険者番号	
	死亡の当時の住所又は居所			
	死亡年月日	平成　年　月　日		
2.請求者	氏名			
	住所又は居所			
	死亡した者との関係			
3.請求する失業等給付の種類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高年齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・就業手当・再就職手当・常用就職支度手当・移転費・広域求職活動費・教育訓練給付金・高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金・育児休業基本給付金・育児休業者職場復帰給付金・介護休業給付金			

上記により未支給の失業等給付の支給を請求します。

平成　年　月　日

公共職業安定所長
地方運輸局長　殿　　請求者氏名　　印

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄									
所属長		次長		課長		係長		係	

注意

1　この請求書は、受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金の支給を受けることができる者又は雇用継続給付の支給を受けることができる者（以下「受給資格者等」という。）が死亡したことを知った日の翌日から起算して1箇月以内（ただし、死亡した日の翌日から起算して6箇月以内に限る。）に、死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長（ただし、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金、介護休業給付金は公共職業安定所の長に限る。）に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。

2　3欄については、請求しようとする失業等給付を○で囲むこと。

3　この請求書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(17)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。

(1)　死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
(2)　請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
(3)　請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
(4)　基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
(5)　技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受講証明書
(6)　傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
(7)　就業手当を請求するとき……就業手当支給申請書
(8)　再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書
(9)　常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
(10)　移転費を請求するとき……移転費支給申請書
(11)　広域求職活動費を請求するとき……広域求職活動費支給申請書
(12)　教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書
(13)　高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金を請求するとき……高年齢雇用継続基本給付支給申請書
(14)　育児休業基本給付金を請求するとき……育児休業基本給付金支給申請書
(15)　育児休業者職場復帰給付金を請求するとき……育児休業者職場復帰給付金支給申請書
(16)　介護休業給付金を請求するとき……介護休業基本給付金支給申請書
(17)　その他必要な書類

4　請求者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

5　※印欄には、記載しないこと。

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

（第１面）

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号	2. 氏名		
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(金融機関コード - 記号(口座)番号)			

10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	

15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数	
20. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）		

安定所連絡メッセージ１

安定所連絡メッセージ２

管轄公共職業安定所 所在地・
又は管轄地方運輸局

電話番号　　交付　年　月　日

折り曲げ線

注意事項

1　この証は、第１面の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。

2　失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
支給日は、原則として、失業の認定日です。

3　あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続を、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。

4　定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。

5　失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。

6　偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

7　氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。

8　第１面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当（傷病手当）の支給を受けることができる最大限の日数です。

9　失業等給付に関する処分又は上記６の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に　　雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。

10　雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

雇用保険説明会　　年　月　日　出席済

被保険者番号

（バーコード貼付欄）

求職番号

（バーコード貼付欄）

支給番号

（第２面）